

7. 参考

科学技術振興調整費の活用に関する基本方針

平成13年3月22日
総合科学技術会議

科学技術は、「知の世紀」といわれる21世紀において、新たな知を生み出し、国民の生活や経済活動を持続的に発展させ、また、国際的な貢献を果たすべきものである。我が国は、科学技術創造立国の実現を基本とし、総合科学技術会議が作成する科学技術に関する総合戦略及びそれを踏まえた科学技術基本計画に基づく具体的な施策を積極的に展開することにより、科学技術を振興し、国際競争力の強化、少子高齢化社会や情報通信革命への対応、地球規模での環境問題等数多くの課題を克服していく必要がある。

総合科学技術会議は、このために、我が国全体の総合的な科学技術政策の推進の司令塔として、科学技術に関する予算、人材その他の科学技術の振興に必要な資源の配分の方針（以下「資源配分の方針」という。）を示す責務を有する。特に、科学技術振興調整費（以下「調整費」という。）は、総合科学技術会議が、我が国全体の科学技術に関する施策を俯瞰したうえで、資源配分の方針に沿って、機動的かつ戦略的に活用する資金であると考ええる。

このような視点を踏まえ、調整費は、以下の諸点を基本として、適切かつ有効に活用されるべきである。

1 調整費の活用の考え方

調整費は、以下の施策であって、各府省の施策の先鞭となるもの、各府省毎の施策では対応できていない境界的・融合的なもの、複数機関の協力により相乗効果が期待されるもの、機動的に取り組むべきもの等で、その成果が、さらに新たな施策や他の研究のシーズとなって発展する等政策誘導効果の高いものに活用する。特に、質の高い研究開発を確保する観点から、科学技術システムの改革に資する施策を重視する。

(1) 優れた成果の創出・活用のための科学技術システム改革

我が国の科学技術活動を高度化し、その成果の社会への還元を一層促進するために必要な、科学技術システムの改革に資する施策に活用する。

(2) 将来性が見込まれる分野・領域への戦略的対応等

将来的に新たな分野・領域を開拓する又は既存の分野・領域を超えて展開する可能性がある萌芽的な研究、自然災害・社会問題等の突発事態、科学技術を巡る状況の変化等に対応するための機動的な研究等に活用する。

(3) 科学技術活動の国際化の推進

我が国に世界一流の人材や最新の情報を結集することを通じて、世界水準の優れた成果の創出を可能にするため、科学技術に関する情報の国際的な発信力を強化する施策等に活用する。

2 調整費の配分方針等の作成

- (1) 総合科学技術会議は、次年度の資源配分の方針を示す際に、当該方針に沿って、次年度の調整費を活用して実施することが適当なプログラムの概要及びプログラム設定の考え方を盛り込んだ概算要求の基本方針を作成する。
- (2) 総合科学技術会議は、政府予算案決定後、関係府省の科学技術に関する予算案の概要を把握したうえで、調整費の有効活用を図るために、プログラムの内容、プログラム別の概算等を示した次年度の調整費の配分の基本的考え方を作成する。プログラムについては、終期を設定する。
- (3) 総合科学技術会議は、さらに、科学技術に関する政府予算案を精査したうえで、科学技術基本計画の実施状況及びプログラムの政策誘導効果を踏まえ、プログラム内で重視すべき分野、領域等を考慮した概算等を示した次年度の調整費の配分方針を作成する。

3 配分事務の実施

文部科学省は、総合科学技術会議が作成する調整費の概算要求の基本方針、調整費の配分の基本的考え方及び調整費の配分方針（以下総称して「調整費の配分方針等」という。）に沿って、調整費の概算要求、調整費に係る実施要綱の作成、プログラムにおける実施課題及び実施者（以下「実施課題等」という。）の公募要領の作成、実施課題等の公募、実施課題等の審査及び調整費の交付に係る事務を行う。実施要綱及び公募要領の作成並びに実施課題等の審査に係る事務については、総合科学技術会議に報告し、確認を得る。

4 実施課題等の選定における総合科学技術会議と文部科学省の役割

- (1) 「総合科学技術会議は、科学技術の基本的方向、重点分野の選定等の科学技術振興調整費の配分の基本方針を審議する。具体的な、調整費の配分事務は、文部科学省に行わせる。」旨の中央省庁等改革推進本部決定（平成11年4月27日付け）については、以下のとおりとする。

ア 総合科学技術会議は、上記2のとおり、調整費の配分方針等の作成を行う。

実施課題の選定に当たっては、公募により実施課題の候補を募集したうえで、審査を行う。実施要綱及び公募要領の作成並びに公募及び実施課題

等の審査に係る事務は、調整費の配分方針等に沿って文部科学省に行わせることとするが、総合科学技術会議自らも、政策誘導効果の高い資源配分を実現する観点から、文部科学省に対して、これらの事務に関して適時的確に意見を述べる。総合科学技術会議が、文部科学省による審査の結果が当該意見を反映したものであることを確認したうえで、実施課題等が選定される。ただし、必要に応じて、総合科学技術会議が自ら実施課題等を指定することができるものとする。

イ 文部科学省は、調整費の配分の方針等及び総合科学技術会議の意見に沿って、調整費の概算要求、調整費に係る実施要綱の作成、プログラムにおける実施課題等の公募、実施課題等の審査に係る事務及び調整費の交付に係る事務を行い、その結果が当該意見に沿ったものであることについて総合科学技術会議による確認を得る。

(2) 以上のような調整費の運用が円滑になされるよう、内閣府と文部科学省は連携して事務処理を行う。

5 評価の徹底

(1) プログラムの評価

プログラムの中間及び事後評価は、適切かつ厳正に行う。当該評価の結果は、調整費の配分方針等に反映させる。

(2) 実施課題等の評価

ア 実施課題等の事前評価は、当該課題を審査するに当たって、適切かつ厳正に行う。

イ 実施課題等の中間及び事後評価は、適切かつ厳正に行う。当該評価結果は、実施課題等の改廃、プログラムの評価、調整費の配分方針等に反映させる。

(3) 評価の実施者

プログラムの評価は、総合科学技術会議が実施する。実施課題等の評価は、総合科学技術会議の定める評価の基本的な方針に沿って、文部科学省が行い、その結果を総合科学技術会議に報告し、確認を得る。

6 調整費の成果の活用

調整費は、その成果が新たな施策や他の研究のシーズとなって発展する等政策誘導効果の高い施策に活用されるものであることを踏まえ、各府省は、調整費により得られた成果の普及、定着又は発展に努める。

平成 22 年度の科学技術振興調整費の配分の基本的考え方

平成 22 年 1 月 7 日
総合科学技術会議

平成 22 年度の科学技術振興調整費については、未だ円滑な科学技術活動と成果還元に向けた制度・運用上の隘路の解消の取組が十分とはいえないことから、第 4 期科学技術基本計画の策定をも見据え、本取組を強化する。その際、「平成 22 年度資源配分方針」に沿って、低炭素社会の構築等に向けたグリーンイノベーションの推進に重点を置くとともに、併せて、「人の命を大切にし、国民の生活を守る」ことの重要性に鑑み、健康長寿社会の実現や安全・安心な社会の実現に向けた施策を新たに推進する。

また、「科学技術の力で世界をリードする」という鳩山内閣の方針を実現するためには、科学技術人材の育成強化や大学・研究機関の研究力向上が重要であることから、既存プログラムについては若手研究者や女性研究者養成の取組の充実等に留意しつつ、推進する。

なお、科学技術振興調整費の運用の弾力化及び手続きの簡素化・合理化、実施課題等の審査などに係る事務の効率化・合理化並びに資金配分の不合理な重複や資金の過度の集中の排除に留意するものとする。

具体的な実施プログラム、充当見込額、内容及び改善のポイントは以下の通りとする。

I. 平成 22 年度から新規に公募を開始するプログラム

1. 社会システム改革と研究開発の一体的推進プログラム

①内容

革新的技術を開発し、ひいては新産業を創造していくためには、研究開発とその成果の実利用・普及段階で障害となる社会システムの転換とを一体的に推進する必要がある。このため、新たに「研究開発」と「社会システムの転換」との連携・調整によりイノベーションを創出するためのプログラムを府省連携のもと実施する。

②平成 22 年度充当見込額

15 億円から 20 億円程度

③対象となる取組

本プログラムにおいて、府省毎の施策では対応できない境界的・融合的な課題について、「研究開発」に「規制等社会システム」との連携・調整を取り入れ、双方が一体となって取組むこととする。平成 22 年度は、グリーンイノベーションの推

進、人の命を大切にす健康長寿社会の実現及び安全・安心な社会の実現のために以下のサブプログラムを実施する。

○ 気候変動に対応した新たな社会の創出に向けた社会システムの改革プログラム（仮称）

（概要）

温室効果ガスを削減すると同時に、削減だけでは今後避けられない温暖化の影響に適応するため、気候変動の適応策や緩和策実施の基礎となる要素技術を開発し、それらを組み合わせて社会システムの中で実証すると共に、気候変動に対応した新たな社会を先取りした都市・地域を形成するための社会システム改革を行う。

○ 健康研究成果の実用化加速のための研究・開発システム関連の隘路解消を支援するプログラム（仮称）

（概要）

革新的な医薬品、医療機器の迅速な実用化に向けて、安全性、有効性に関するデータの収集が遅延しないようにするなど、出口まで円滑に研究開発を進めるための基盤整備の支援を行う。具体的には、①薬事上の個別具体的な相談を行うことを通じて課題の抽出及び対応方策の検討を行う研究、②革新的医薬品等の安全性、有効性の評価のための基礎データの収集・蓄積を行う。

○ 安全・安心な社会のための犯罪・テロ対策技術等を実用化するプログラム（仮称）

（概要）

犯罪・テロ対策技術等の安全・安心な社会の構築に資する科学技術について、関係府省の連携体制の下、ユーザーとなる公的機関のニーズに基づいた研究開発を実施し、実用化につなげる。

④選定方法

公募により選定する。

ただし、「健康研究成果の実用化加速のための研究・開発システム関連の隘路解消を支援するプログラム」における、薬事上の個別具体的な相談を行うことを通じて課題の抽出及び対応方策の検討を行う研究については、国立医薬品食品衛生研究所を実施機関として指定することとする。

⑤選定を行う期間

原則として5年間とするが、必要に応じてプログラムの中間評価を行い、新規課題選定の継続の可否を検討するとともに、対象課題等は必要に応じて見直す。

⑥サブプログラムごとの特性を考慮し、その他対象機関、選定課題の実施期間、選定に当たっての留意点については、「平成 22 年度科学技振興調整費新規課題公

募要領」において別途明確化する。

II. 平成 22 年度も引き続き、課題を公募するプログラム

1. 若手研究者養成システム改革

(1) 若手研究者の自立的な研究環境整備促進

①平成 22 年度充当見込額

97 億円から 102 億円程度

②改善のポイント

- ・テニユア・トラック制を含む人材養成システム改革に主眼を置いた取組である旨を公募要領に明記することとする。
- ・提案は 1 機関 1 件とし、本プログラムの既採択機関からの提案は受け付けないこととする。

(2) イノベーション創出若手研究人材養成

①平成 22 年度充当見込額

15 億円から 20 億円程度

②改善のポイント

- ・幅広い視野や産業界などの実社会のニーズを踏まえた発想を身につける人材養成システムの構築が対象とする取組である旨を公募要領に明記することとする。

2. 女性研究者支援システム改革

(1) 女性研究者支援モデル育成

①平成 22 年度充当見込額

12 億円から 17 億円程度

②改善のポイント

- ・初年度については 1 課題当たりの年間申請経費の上限を 2,000 万円とすることとする。

(2) 女性研究者養成システム改革加速

①平成 22 年度充当見込額

5 億円から 10 億円程度

②改善のポイント

- ・初年度については 1 課題当たりの年間申請経費の上限を 4,000 万円とすることとする。

とする。

- ・公募要領の記載内容を見直し、本プログラムの対象とする女性研究者が採用される職に関する説明表記をより具体的なものとなるようにする。

3. 地域再生人材創出拠点の形成

①平成 22 年度充当見込額

23 億円から 28 億円程度

②改善のポイント

- ・提案は 1 機関 1 件とし、本プログラムの既採択機関からの提案は受け付けないこととする。ただし、
 - (A) 地域発の新産業創出や地域の活性化に貢献する人材の養成ユニット
 - (B) 防災、環境、地域医療、少子・高齢化等の地域固有の社会ニーズに対応してその解決に貢献する人材の養成ユニットのいずれかのみで採択されている場合には、採択されていないユニットについての提案は受け付けることとする。
- ・提案される課題の科学技術との関連をより明確にするため、公募要領中の「地域再生人材養成ユニットとしての要件」及び「審査基準」に「科学技術との関連」を明記することとする。

4. アジア・アフリカ科学技術協力の戦略的推進プログラム

(1) 戦略的環境リーダー育成拠点形成

①平成 22 年度充当見込額

10 億円から 15 億円程度

②改善のポイント

- ・提案は 1 機関 1 件とし、本プログラムの既採択機関からの提案は受け付けないこととする。
- ・公募要領において、本プログラムにおけるリーダー育成の目標人数設定の基準及び根拠をより明確化することとする。

(2) 国際共同研究の推進

①平成 22 年度充当見込額

6 億円から 11 億円程度

②改善のポイント

本プログラムにおいて、具体的にどのような取組を期待しているのかについて公募要領にて例示等を分かりやすく記述することとする。

Ⅲ. 再審査を行うプログラム

(1) 先端融合領域イノベーション創出拠点の形成

①平成 22 年度充当見込額

66 億円から 71 億円程度

②改善のポイント

・各大学での意識改革やシステム改革が継続して推進されるよう、文部科学省は、事業実施 3 年目における課題の再審査時に、以下の取組を行い、その結果を再審査に反映する。

－本プログラムの開始時に示した拠点化構想における内容等が、どのように展開されているかの把握・分析

－協働企業のコミットメントの程度や絞り込み実施の 7 年後にもたらされる市場・社会へのインパクトの規模及びその実現可能性の検討

・平成 22 年度に行う再審査に再度提案する機関の提案課題の採択については、各年度における当該プログラムの採択課題との関係において不公平が生じないよう十分配慮して決定する。

(注) 本プログラムは新規課題の募集は行わない。

Ⅳ. 重要政策課題への機動的対応

①総合科学技術会議の司令塔機能の強化に資する本プログラムでは、政策ニーズに基づく調査や緊急に着手すべき課題等の重要政策課題を総合科学技術会議が臨機応変に設定し調査研究を進める。

②平成 22 年度充当見込額

8 億円

Ⅴ. 課題の公募を終了したプログラム^(注)

①効率的な予算執行に留意しつつ、適切に進める。

②平成 22 年度充当見込額

5 億円から 10 億円程度

(注) 重要課題解決型研究等の推進

研究上の不正に関する適切な対応について

平成18年2月28日
総合科学技術会議

1. はじめに

科学技術の研究は、事実に基づく研究成果の積み重ねの上に成り立つ壮大な創造活動である。この真理の世界に偽りを持ち込む研究上の不正は、科学技術及びこれに関わる者に対する信頼性を傷つけるとともに、研究活動の停滞をもたらすなど、科学技術の発展に重大な悪影響を及ぼすものである。

平成17年12月27日に総合科学技術会議が行った「科学技術に関する基本政策について」の答申においては、このような問題に関し、「国及び研究者コミュニティ等は、(中略)ルールを作成し、科学技術を担う者がこうしたルールにのっとって活動するよう促してゆく。(中略)こうしたルール形成に当たり、総合科学技術会議は関係府省と連携をとりつつ、先見性を持って基本ルール作りに関与していく。」としている。

総合科学技術会議としては、研究上の不正の問題に関する速やかな対応が必要であるとの認識から、研究に関わる者の自律を基本としつつ、日本学術会議をはじめとする研究者コミュニティ、関係府省、大学及び研究機関等が、それぞれの立場において、倫理指針や研究上の不正に関する規定を策定するなどの対応を行うよう求めるものである。(別紙1. 及び2. 参照)

2. 日本学術会議等における対応

日本学術会議において、すでに「科学者の行動規範に関する検討委員会」を設置して検討が行われているところであるが、研究者コミュニティ全体として、研究に関わる者の自律性を高めるべく対応することが重要である。

3. 各研究機関における対応

研究活動の場となる大学及び研究機関においては、不正に関する調査及び処分の手続き、研究費の取り扱い等に関し、あらかじめ規定を定め、関係者

に周知を図る必要がある。

調査に当たっては、調査の中立性、公平性、専門性の確保、告発者及び被告発者等の適切な保護などに留意する必要がある。

不正の判断及び処分については、科学的証拠に基づきつつ、意図的であるか等の悪質性の観点も考慮し、いたずらに研究活動の萎縮を招かないよう留意して、慎重かつ厳正に行うことが重要である。

また、日頃から、適切な研究活動の在り方について指導及び徹底を図ることが重要である。(別紙3. 参照)

4. 関係府省等における対応

国による研究費の提供を行う府省及び機関は、不正が明らかになった場合の研究費の取り扱いについて、あらかじめ明確にする。また、研究費の配分先となる組織に対して、研究上の不正に関する規定の策定及び不正の防止に向けた対応を求める。

5. フォローアップ

関係府省等においては、上記4. の対応について、本年夏までに結論を得るべく速やかに検討を開始する。

総合科学技術会議は、本年夏の平成19年度概算要求にかかるヒアリング時等においてフォローアップを行う。

1. 「科学技術に関する基本政策について」に対する答申（平成17年12月27日）
（関連部分の抜粋）

第4章 社会・国民に支持される科学技術

1. 科学技術が及ぼす倫理的・法的・社会的課題への責任ある取組

科学技術の急速な発展により、ヒトに関するクローン技術等の生命倫理問題、遺伝子組換え食品に対する不安、個人情報悪用の懸念、実験データの捏造等の研究者の倫理問題など、科学技術は法や倫理を含む社会的な側面に大きな影響を与えるようになってきている。科学技術の社会的信頼を獲得するために、国及び研究者コミュニティ等は、社会に開かれたプロセスにより国際的な動向も踏まえた上でルールを作成し、科学技術を担う者がこうしたルールにのっとって活動するよう促してゆく。（中略）こうしたルール形成に当たり、総合科学技術会議は関係府省と連携をとりつつ、先見性を持って基本ルール作りに関与していく。さらに、日本学術会議も研究者コミュニティを代表する立場から、これに貢献していく。また、研究者・技術者の倫理観を確立するため、大学等における教育体制の構築、学協会等における研修体制の構築・倫理指針の策定等を促す。（略）

2. 研究上の不正について

研究上の不正とは、主として、研究の提案、実行、研究成果の発表等における、ねつ造、改ざん、盗用を指すものであり、悪意のない間違い及び意見の相違はこれには含まれない。なお、研究資金の不正経理及び不正受給については、既に別途対応がなされており、本意見では対象としていない。

3. 各研究機関における規定策定に当たっての留意事項

各研究機関における規定の策定に当たって留意すべき主な事項の例を、以下のとおり参考として示す。

- 不正にかかる告発の受付、本調査の要否にかかる予備調査、本調査、裁定といった、段階を経た手続き。
- 公平性、中立性、専門性を確保するための外部者を含む調査組織の構成。
- 不正を告発した者の秘密の保持をはじめとする関係者の保護。
- 不正の調査に関する情報の管理、調査に関わった者による情報の秘密保持。
- 研究上の不正が生じないための研究環境の在り方（研究データ、研究ノート等の管理・保管方法など）。

公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について

(共通的な指針)

平成18年8月31日

総合科学技術会議

1. 趣 旨

研究者等による公的研究費の不正使用等は、科学技術及びこれに関わる者に対する国民の信頼を裏切るものである。また、無駄の徹底排除など研究費の効率的な執行も求められている。

不正事案が起きる原因・背景には、研究者等の意識の希薄さや研究費使用ルールの理解不足、研究機関や配分機関のチェック体制の不備などが指摘されている。

これまで、不正使用等に対しては、会計検査等に加え、研究費の配分機関や各研究機関等が、ルールづくりや監査の実施、研究費返還命令など、未然の防止策や不正使用等が起きた場合の対応策を講じてきたが、なお十分とは言えない面がある。

今後、研究活動を一層推進する観点から、ルールの明確化や遵守、研究者のモラルの向上を求めるとともに、研究者個人による不正を誘発しないような研究費の機関管理の徹底、研究費制度の改革など、研究機関・研究費制度の特性、不正使用の態様等に応じて、以下に掲げる事項を基本として取り組む。政府、配分機関、研究機関は連携し、競争的資金等の公募型研究費を中心に本指針に則った取組にできるだけ早期に着手し、遅くとも平成19年度には具体的に推進することとする。

2. 関係府省・配分機関・研究機関において今後取り組むべき事項

(1) 関係府省・配分機関

- ① ルールの整備・明確化(別紙参考1参照)と研究機関・研究者等への周知徹底を図る(ハンドブックの作成・配布、説明会の開催、相談窓口・不正告発窓口の設置等)。併せて、府省・制度間での可能な範囲でのルールの統一化に取り組む。
- ② 効率的・効果的な検査等の仕組みを整える(検査等の手順のマニュアル化、臨時の実地検査の実施等)。
- ③ 研究費管理に関する研究機関の責任を一層明確化する(機関経理の徹底)。
- ④ 競争的資金の不正使用等を行った研究者について、応募資格制限措置の徹底に加え、悪質な事案については、その概要を公表する。
- ⑤ 競争的資金の交付に当たっては、(2)に掲げる研究機関におけるルールや管理・監査体制等の整備を求め、取組が不十分な場合は、必要な指導・助言等を行う。
- ⑥ 研究機関における研究費の管理・監査体制等に著しい問題があり、かつ、具体的な指導等にかかわらず理由なく改善措置を講じない場合等研究機関に明確な

責任がある場合、その研究機関に対して競争的資金の交付を一定期間停止する等の措置を導入する。その際、研究費の特性、研究者と研究機関の責任の峻別、研究活動への影響等を十分に踏まえることとする。

- ⑦ プロジェクト研究も含めた研究費の不合理な重複・過度の集中の排除を徹底する（府省共通研究開発管理システムの早期整備・活用等）。
- ⑧ 上記に掲げるほか、各研究機関における（２）の取組を促すとともに、情報提供等の必要な支援の充実に努める。

（２）研究機関

- ① 研究者本人が経費支出手続きに直接関わらない仕組みの徹底を含め、研究機関における研究費の使用等のルールの整備・明確化（別紙参考２参照）とその周知徹底、研究者等のモラルの向上を図る（研修会の開催等）。
- ② 研究費の管理・監査体制を整備する（責任者の明確化、チェックシステムの整備、積極的な内部監査・外部監査の実施、事務体制の強化等。なお、研究機関・研究費の特性・規模等に応じたものとする）。
- ③ 不正事案の調査・報告・処理体制を整備する（内部通報窓口の設置、通報者の保護、調査体制の整備と迅速・公正な調査の実施、配分機関・関係府省への報告、刑事告発、不正事案の公表等。なお、研究上の不正への対応と可能な範囲での手続き面の共通化を図る）。
- ④ 繰越明許費制度の活用を含め、ルールの範囲内での研究費の一層弾力的・効果的な運用や間接経費の有効な活用に努める。

（３）取組に際して留意すべき事項

- ① いたずらに研究活動の萎縮を招かないよう、単なる規制等の強化や煩雑な手続き等にならないよう留意すること。
- ② 研究機関や研究費制度の特性・規模や実態等も踏まえ、効率的かつ実効性の高いものとする。

（４）総合科学技術会議のフォローアップ

上記に掲げる関係府省・配分機関等の取組状況（公募要領等の改定を含む）について、平成１９年度のできるだけ早い時期に把握し、必要に応じ、本会議等に報告するとともに、不適切な場合には、改善を求める。

3. 関連する事項

研究費の有効活用、不正使用の防止等に資するよう、引き続き、競争的資金制度改革に取り組む（研究費交付時期の早期化、繰越明許費制度の活用促進、間接経費の拡充、研究費制度間でのルールの共通化促進を含む）。

(別紙)

参考 1 : 関係府省・配分機関におけるルールに盛り込むべき内容の例

以下を参考に、研究費制度の特性・規模や実態等を踏まえ、実効性の高いものとする。

機関経理の確保等

- ・配分機関から研究機関への機関経理の直接委任（研究課題の機関への委託契約を含む）
- ・研究者が所属する研究機関が機関経理に相応しい仕組みを備えていることについて、公募要領・契約書等への明示と、交付・契約等に際しての確認
- ・研究機関の管理・監査体制や機関経理の取組みが不十分な場合等の、指導・助言等の手続き
- ・研究機関へのペナルティーを設ける場合は、明確な基準と公正で透明性の高い手続き

検査等の強化

- ・検査等の体制の確保
- ・効果的・効率的な検査等の手順のマニュアル化
- ・研修によるマニュアルの習熟など検査担当者等の技術の向上
- ・研究者本人が経費支出に直接関与していないことについての検査等の実施

不正事案への対応

- ・補助金・委託費等の取消・返還命令等
- ・応募資格の制限
- ・研究機関に重大な責任がある場合における対応
- ・不正告発窓口の設置、不正内容の概要の公表
- ・関係府省・総合科学技術会議への報告

参考 2 : 研究機関における研究費の使用等のルールに盛り込むべき内容の例

以下を参考に、研究機関の特性・規模や実態等を踏まえ、実効性の高いものとする。

機関管理に相応しい仕組み

- ・適切な経理管理が可能な会計規程及び事務体制の整備
- ・契約担当者と支払担当者の分離、監査の独立など内部牽制が有効に働く仕組み
- ・内部又は外部監査の実施

未然の防止策

- ・研究者本人が経費支出に直接関与しない手続き
- ・雇用研究者の適切な勤務・出張管理の手続き
- ・研究者の意見を踏まえ、契約担当者がその名義と責任で調達先の選定や納品を確認する発注・納品管理の手続き

事案の把握方法

- ・研究機関における委員会の設置
- ・迅速な調査の実施、聴取手続き
- ・内部通報窓口の設置、通報者の保護、不正内容等の公表等
- ・配分機関・関係府省への報告の手続き